

飯田委員

私からは、3点質問させていただきたいと思います。

1点目なのですが、大野山乳牛育成牧場の廃止及びまきば館等の民間貸付について、2点目が、今日も、一昨日も、この委員会で議論がありますけれども、札掛森の家条例の廃止及び民間貸付について、3番目ですけれども、神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に関連して質問をさせていただきたいと思います。

まず、大野山乳牛育成牧場の廃止及びまきば館等の民間貸付についてでありますけれども、酪農家の後継牛、能力の高い立派な牛に育成するために昭和 43 年から預託を行い、これまで類型で 3,000 頭を超える実績を上げてきていることについては評価をしたいと思います。

また、まきば館におきましては、自然と触れ合いを通じて畜産業に対する理解を深めるためと、平成 13 年 3 月に設置されて、フェスティバルの開催、小学校や幼稚園、消費者、それから地域団体などを対象として畜産交流教室におけるチーズやバターづくり体験、牛の餌やり体験などが開催されて、地域の中でも交流事業が実施をされてきております。

緊急財政対策では、廃止を含めた検討と位置付けられておまして、今般、乳牛育成牧場機能の廃止、また、まきば館の民間貸付の方向性については一定の理解を示したいと思っております。平成 24 年 10 月に緊急財政対策が発表されまして、大野山乳牛育成牧場が廃止を含めた検討という方向性が急に示されまして、畜産関係者や地域関係者も寝耳に水だったと、当時、私もこの委員会におりましたので、そのように思っております。

緊急財政対策の方向性が出されてから、もう 3 年が経過をしておりますけれども、畜産関係者と議論を重ねた上で、本施設の機能廃止の方向性について一定の理解を得られたということでありましたけれども、神奈川県の酪農を減少させない、減少させてはいけない取組が私は必要だと思うのですが、神奈川県行政として、今後どのように取り組んでいけるのか、まず伺いたいと思います。

畜産振興担当課長

県として、今後の酪農をどうしていくかでございますが、平成 25 年 11 月に、神奈川県の酪農振興を考える研究会を発足させ、酪農家、関係団体、乳業メーカーとともに、本県酪農が抱える諸問題を整理し、そのプロセスを経て一定の意見集約が見られたものを平成 27 年度に新規事業化いたしました。

その一つは、消費地の強みを生かして、県産牛乳の PR やブランド化を推進し、本県の酪農、県産牛乳の存在を広く県民に認知してもらうことで、生産者の経営意欲の向上や経営安定を図っていくというものでございます。

具体的には、学校給食を通じた理解醸成の一環といたしまして、牧場や牛乳工場の見学プログラムを展開するとともに、県産牛乳のブランド化推進に向け、県産牛乳の統一認証マークを牛乳パッケージに表示することで、消費者が県産のものと一目で認識し、選択できる仕組みを検討すべく、今年の 6 月に、かながわ酪農活性化対策委員会を設置し、官民一体となって事業を推進しているところでございます。

もう一つは、酪農家の後継牛確保が困難な状況にあるという課題に対し、新たな技術を活用して、効率的に優良な後継牛を確保することで、牛舎施設等の新たな投資負担を伴わずに、生乳生産量の向上による経営改善を図っているものでございます。

具体的には、県畜産技術センターにおいて牛乳生産能力の高い、優れた乳牛を効率的に増産する新技術を実用化するための研究を 2 年間行い、その後、この技術を神奈川の酪農家に普及させるため、関係団体や民間の獣医師との連携体制を構築しているところでございます。

飯田委員

県産牛乳のブランド化については、良い取組だと思っておりますし、神奈川県内の酪農家の中における、この牛乳のブランドの周知について、広めていただくため、努力はさせていただきたいと思っておりますので、是非、よろしくお願ひしたいと思っております。

この大野山乳牛育成牧場の敷地の面積のことについてなんですけれども、約 94 ヘクタールのうち 66% に当たる 62 ヘクタールは借地でありますけれども、民有地返却における借地契約上の問題点などが発生はしたのかお願ひしたいと思います。

畜産振興担当課長

土地の賃貸借契約に関しては、相手方によって若干異なりますが、契約期間満了の数箇月前までに、お互いが意思表示をしない場合、同一条件で自動的に更新されるものとしており、加えて、県はいつでもこの契約を解除することができるかと規定されております。

県は、「地主会議」と我々は呼んでございますけれども、これまで定期的に地権者会議を開催しており、現在締結している賃貸借契約については、平成 27 年度末をもって解除することを、昨年 12 月及び今年 8 月の地主会議の中でお伝えしております。

なお、契約解除に当たっては、土地の現状復帰に関して、県と地権者で協議することとされておりますが、例えば、土留め擁壁のように、それを撤去することによって災害発生のリスクがかえって高まってしまう構造物もございますので、現在、地権者との間で存置するものと撤去するものを仕分けるための調整を重ねているところでございます。

飯田委員

地主会議が行われていて、今年 8 月の段階で返却いたしますということは通知をされている。それについて契約上、何か問題があるということはないということになりました。現状復帰をするに当たっても、しないに当たっても、今後、神奈川県として土地を返却するに当たって、費用が発生する可能性はあるのかなのか、費用対効果というのがありますけれども、費用の部分についてお尋ねしたいと思います。

畜産振興担当課長

先ほど申しましたように、土留め擁壁のように防災上のリスクという部分でのものというのは残していくことになると思いますけれども、その他には放牧地に牛が一時休憩をして餌を食べたりですとか、水を飲んだりとか、そういう施設がございます。これはパドックと呼んでおりますけれども、そういったものですとか、放牧区を仕切っている柵のようなものがあって、牛が違うエリアに逸走しないようにということで区切っている柵がありますので、そういったものについては、これは牛のための構造物ということですので、牧場廃止に伴って、地権者と協議の上で撤去していくということになります。その際には一定の除却費等が、借地契約の解除ということで発生してくると考えております。

飯田委員

支出について大きな金額が出るということはないと理解をいたしますので、その撤去についてもうまくやっていただきたいと思います。

それから、民間貸付における「まきば館」についてなんですけれども、貸し付ける相手方として、ふさわしい相手方がいると思うのです。今後、貸付けを行っていくに当たって、どのような相手方が「まきば館」について、ふさわしい候補者なのか伺いたいと思います。

畜産振興担当課長

一つは、畜産物生産による地産地消の取組を推進していくことにより、本県の畜産振興や地域の活性化に貢献していただきたいので、家畜を飼育し、県産畜産物を生産するための十分なノウハウがあり、かつ家畜導入などの初期投資がかさみながらも、10 年間の貸付期間にわたり健全経営が見込まれる事業者がふさわしいと考えております。

もう一つは、県が平成 19 年から 9 年間にわたり「まきば館」で畜産の理解醸成活動を展開してきたことを理解し、民間の発想で畜産の理解を深める提案をしていただきたいと考えております。

さらに、牧場廃止後の県有財産を見守っていくという役割の一部を担っていただくことを理解いただき、牧場内を通行する道路の、例えば、ゲートの管理ですとか、一定のエリア内の安全性の確保ですとか、大雨が降って、斜面の崩落が心配されるときには、我々県と緊密な連絡を取っていただくなど、防災、防犯面での貢献もしていただきたいと考えております。

なお、山北町からは、社会的な信用を得ているとともに、町と協力できる事業者を選定してほしいといった御要望を頂いておりますので、町や地元が大野山で展開する様々なイベントには積極的に協力できる事業者がふさわしいと考えております。

飯田委員

畜産振興担当課長がそこまで細かくおっしゃられているのでありますから、恐らく相手方、ある程度、目星はつ

いているんだろうと思うんですけども、その辺についてはいかがですか。

畜産振興担当課長

決して引く手あまたという状況ではございませんけれども、今回こういう「まきば館」の町への移譲という話が出て以降、非常に関心を寄せられている事業者の方はおりますので、そういった方からお話を伺いたいということがあれば、そちらに赴いたりですとか、あるいは実際に現地を見させてくださいということであれば、現地を見ていただいたり、そういった対応をしているといった状況でございます。

飯田委員

自信にあふれている顔をされているので、もう心配はしておりませんが、是非、良い事業者を選定していただければと思っております。

先ほど畜産振興担当課長の答弁の中にもありましたけれども「まきば館」において、これまでも体験とか、イベントをやっけてられて、フェスティバルについても、私もプライベートで参加をさせていただきましたけれども、良い取組をされていると思っております。ああいう取組を継続していただきたいと思うのです。それも民間貸付の条件の一つとして組み入れていただきたい。このことについて答弁いただければと思います。

畜産振興担当課長

「まきば館」では、毎年5万人前後の来場者が訪れており、中でも畜産交流教室については、バターづくり体験、チーズづくり体験、牛への餌やり体験など、牧場の生産活動も生かしたプログラムで構成され、大変好評を博しており、畜産の理解醸成に一定の役割を果たしてきていると考えております。

今回の公募に当たっては、畜産の理解醸成を図ることを用途指定したいと考えております。県としては、民間事業者が「まきば館」等を活用して、そこで展開する活動により、畜産の理解醸成が促進されることが期待できる提案内容であるかどうかというところに重点を置いて、それを選考条件としていきたいと考えております。

飯田委員

地元住民の方々とか、小学校、幼稚園のお子さんとかも、あそこで利用されて体験学習をされたりしておりますので、是非、そういったものも継続をしていただければ、民間事業者に貸付けの条件の一つ付けていただくことをお願いできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきたいと思っております。

今日も、一昨日も議論されておりましたけれども、札掛森の家条例の廃止と民間貸付について、私からも何点か質問させていただきたいと思っております。

県民が森林の森に対する理解を深めるための施設ということで設置をされまして、かながわトラストみどり財団の森林ボランティア活動など多くの県民の皆さんが活動に参加をして、財団活動がスタートをした平成2年の参加者は、約800人だったと聞いております。約20年が経過して、その人数が約12倍の9,400人まで参加者が増えているということについては、この県民の森に対する理解がある程度、深まったと私も思っております。

この札掛森の家でありますけれども、平成16年まで宿泊施設とホール合わせて、年間利用者が約5,000人から6,000人ほど推移していたということも聞いておりますし、宿泊者も年間利用として1,700人だったということも説明を受けておりますが、一方で、平成23年の数値になりますけれども、利用者が約3,600人、宿泊者が約1割の385人にまで落ち込んでいるということでありまして、条例上の目的による施設としての一定の役割は、これで収まっているのかと思っております。

そこでなんですけれども、何点か伺いたいと思っておりますが、素朴に思いまして、これは無償貸付ということなんですけれども、なぜ無償貸付に至ったのか、その経緯について、もう1回説明いただきますでしょうか。

森林再生課長

平成24年10月に発表いたしました緊急財政対策後は、まずは清川村に移譲を含めて検討させていただいてきたのですが、清川村からは、移譲を受ける意向がないということでありました。そういったことから、その後、民間団体の移譲について、更に検討をさせていただいたところでございます。

仮に、民間団体の場合、建物を譲渡した場合ですけれども、施設の運営が終了した後に、速やかに施設を撤去してくれるかどうかという確実性が担保できないこともございます。ここは自然公園施設であったり、また、やはり防犯上の問題があったりしますので、そういった意味から、県が引き続き、建物は継続して所有することが望まし

いのではないかとということで考えております。

貸付けには有償と無償の方法があるわけですが、貸付けに当たって、やはり御料林として賜った県有林地内にあることもございますので、やはり森林としてしっかり管理していく取組をいろいろな形でつなげていく、そして、用途指定は必要だろうと考えておりますので、用途指定によって、利用者を限定してしまうと、利用料収入の大幅な増加も見込めないために、貸付けは無償としたところでございます。

飯田委員

この問題は、昨日、一昨日も、今日も議論されておりましたけれども、なぜ無償かというところに疑問がありまして、有償でもいいのではないかと考えているのです。その有償を飛び越えて無償化になってしまっていて、その先に行ったら、これは無償譲渡になってしまいますので、その前段階の無償貸付で止まっているのですけれども、有償貸付について、庁内で議論されなかったのか教えていただけますか。

森林再生課長

最初は、譲渡も含めた検討をさせていただいた中で、やはり譲渡について、まず、土地は、先ほど申し上げた御料林ということもございまして、まず譲渡は難しい。建物は、譲渡するのか、それとも貸し付けるのかといった段階から、段階を追って検討を進めてまいりまして、清川村とか、もし町村に移譲する場合は、建物は譲渡という考えを持っております。民間の段階になった段階では、やはり譲渡は先ほど申し上げましたように難しい。その中で、貸付けをどうしていかうかという話で、貸付けに当たっては、やはり先ほど来、申し上げている、なかなか利用者的大幅な増は見込めない、民間の収入だけでやっていくのは、難しいということもございまして、民間に提案を上げていただきたいということもございまして、無償貸付けとさせていただいたところでございます。

飯田委員

譲渡にあって、民間譲渡というのはあり得ないと思うのです。当然のことながら、4億2,000万円という県民の税金を使った施設が建っているわけでありまして、まだ20年足らずしかたっていないということです。土地は御料林だったところもありますし、土地、建物を民間に移譲で、無償譲渡というのは考えられない。だとするならば、清川村にということなんで、清川村は今、要りませんということでもありますので、次に考えるのだったら、有償貸付になってくるだろうと思うのですけれども、それについてもなかなか難しい。あそこの施設を利用するに、維持するに当たって、維持費が約700万円かかる。これは目安という言い方を一昨日されましたけれども、その700万円の維持費のうちの内訳が法定点検だということでありました。法定点検プラス人件費もこの700万円の中に絡んでくるということなんですけれども、法定点検の金額の内訳はどうなっているのか、人件費は幾らぐらいと想定されているのかお伺いいたします。

森林再生課長

維持管理費について、おおむねの計算式でございまして、法定点検及び光熱費等につきましては、これまでの実績等を踏まえまして、約400万円程度は指定管理料の中に計上させてございます。人件費につきましては、おおむね1名分ということで計算しているところでございます。

飯田委員

この人件費についてなんですけれども、人件費というのは、人を常勤で置かなければいけないということだと思っておりますが、人を置かざる得ない理由というのは何でしょうか。

森林再生課長

この施設につきましては、一般的な開館時間といたしましては、月曜日休業で、その他の昼間は開けてございます。それと、この施設は宿泊施設を設けておりますので、宿泊業務管理であるとか、あるいは訪れた人に対するいろいろな周辺の森林体験活動等を案内するとか、あるいはまた、受付等を考えまして、これまでも2名から3名の方で運営していただいているところでございます。

飯田委員

百歩譲って、これは無償で民間貸付ということで、民間の方が維持管理を行っていくというときにも、別に宿泊施設があろうとなかろうと、無償で貸付けを行う民間の団体なのか企業なのか分かりませんが、そこがやればいい話だと思うので、人件費というのがなぜ必要なのか理解できないんですけれども、もう少し理解できるように説明していただくと有り難いと思います。

森林再生課長

現在の指定管理におきまして、今、現在2名の常勤と1名の非常勤の方がいらっしゃいます。その中に、やはりその施設を通じていろいろな情報提供をしたり、受付をしたり、当然、その他の経費とか総括的な方も含めてでございますけれども、そういった様々な人の業務の中で、公共性、公益性を担保して、それで県民に森林に親しんでもらう活動をやっていくという中で、そういった方へのサービスに対して、1年分程度の経費を提供しているところでございます。

飯田委員

今、指定管理だから、指定管理の中でそれをやらしてもらえばいい話でありますけれども、平成27年4月以降は無償で民間貸付を行って、そこが宿泊施設をやるかやらないかは別にしても、民間貸付を行った先の方が管理をすればいい話ではないですか。県費を使って、常に常勤として人をそこにいさせる、管理させる必要性はないと思うんですけれども、どうでしょうか。

森林再生課長

今回の運営費補助についてですけれども、まず、県で、今、先ほど申し上げたとおり、1名の常勤職員は必要ではないかという判断をしておりますが、必ずしもそのお金を補助するということではなくて、民間から提案があって、提案の中で自分たちがどういう活動をやって、その中でどれぐらいの経費がかかっていくか。そういったものを出していただいた中で、必要経費の中で見られない部分について、せいぜい見れて1名分ぐらいを見込んでいくということで、必ず1名について県として補助するというものではございません。

飯田委員

余り、ここについて長く意見をするつもりはないのですが、千歩譲って、無償貸付をするのであれば、別にその人件費分を見る必要性は、私は全くないと思います。今回、県施設でありながらも、指定管理制度は、これで終わるわけで、民間の無償貸付を行うわけでありまして。本来ならば、県民の血税がかからない県有施設というものを私は目指すべきだと思うのです。ですから、この維持経費、法定点検費、光熱費で400万円、人件費は除いた400万円を負担して頂く形で、有償貸付にする。私は県民の血税がかからない札掛森の家が、理想だと思うんです。そういうことを目指すべきだったのではないのでしょうかということについて答弁いただきたいんです。

森林再生課長

先ほど申し上げましたが、本施設があります、この県有林の理念といたしまして、昭和6年に、天皇から御料林として御下賜いただいてから、県はこれまで自然環境の保全と、やはり民営の模範となる林業経営を目指して、自ら整備、管理してきております。こうした理念については、引き続き、県としてもしっかり持って取り組んでいかなければいけない。今回、そういう取組の一環の中で県民参加による森づくりというものも、必要だろうということで、札掛森の家は、育林育成活動をする推進する施設として、これまで森林ボランティア活動等の支援、協力をしてきたわけです。先ほど来、いろいろ申し上げますが、いわゆる育林活動としての目的というのは、ある程度、役割を終了したと判断しております。ただ、育林活動に限らず、県民に対する、森林に対する理解を深める活動は、引き続き、大きな意義がある。これは県としてもしっかり考えておりますので、今後はそうしたこれまでの利用基準を緩和した中で、民間の柔軟で多様な発想により御提案いただいて、幅広い活動を展開していきたいと思っております。

しかしながら、当施設は山の奥深いところにあるなど、利便性の問題等で採算は難しいのは事実でございます。民間を活用しながら、そういった県民が森林に対する理解を深めるために、必要最低限な部分として無償貸付と維持管理費、それ以外の人件費があると考えているところでございます。

飯田委員

森林管理の理念を、私は変えてくださいということは一言も申しておりませんし、是非、その理念というのは立派な理念でありますから、逆に、そのまま残していただきたいと思うんです。

ただ、民間貸付を行うに当たって、先ほども言いましたけれども、税金のかからない県有施設を目指してもいいのではないのか。要は300万円ないし400万円を負担して頂く、有償貸付の募集を行って、それでも、借り手が現れないということであるならば、その次を考えればいいと思うのです。最初から民間に無償貸付です。そこまで最初から条件が下がってしまっているのか、正直な気持ちとしてあります。この無償貸付の前段階の有償貸付は考

えなかったのかということを知ったのです。多分、有償貸付については、頭の中では考えていらっしやったのでしょうけれども、そこに至って、何かアクションを起こそうということは、されなかったのではないのかと思います。ここに来て無償貸付ということに急に至ってしまっていることに対して、少し疑問を持ったものですから質問をさせていただいたところであります。

今回、無償貸付ということで、出されております。人件費のことにつきましては、疑問を感じておりますので、そこはしっかりと意見をさせていただきたいと思っておりますのでお願いをいたします。

では、3番目の質問でありますけれども、神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画等について何点かお伺いをさせていただきたいと思っております。

この神奈川県PCB廃棄物処理計画でありますけれども、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の中で、都道府県、または政令で定める市が処理に関する計画を定めなければならないということで、本県でもPCB廃棄物処理計画を策定して公表されているものであります。

なぜ、この特措法が必要になったか、前回は質問の説明の中でさせていただきましたので、割愛をさせていただきたいと思っておりますが、前委員会の質問の中で、この問題となりましたカネミ油症事件における本県の認識、それからPCB廃棄物処理に対する重要性について、本県の考え方についてお答えくださいということで質問させていただいて答弁を頂いております。前回の答弁では、現在、保管が長期にわたっているところがありますので、これを早期に解消して適正に処理し、PCBを分解し尽くすことが極めて重要な課題であると認識しているという答弁を頂いております。

この答弁の中で、二つ重要なことが述べられておまして、まず、一つは、保管を早期に解消するという。二つ目は、適正に処理を行うのだということ。この二つの重要な言葉が入っておりましたので、何点かお伺いしていきたいと思っております。

まず、保管を早期に解消ということなんですけれども、現在、本県で把握している保管量は、約22万5,000リットルでありますけれども、この処理を減らしていくということだと私は認識をしております。

そこで、県行政がどのように民間企業等のPCBの保有者と関わりを持って、どのようなスケジュールで早期に解消させていく計画なのか伺いたいと思っております。

資源循環推進課長

ただいま委員から御指摘がありましたとおり、正に、人への蓄積性が高く、将来にわたって県民の健康、あるいは生活環境を維持する上で、この保管の状態を解消することが重要な課題であるという認識の中で、取組を進めているわけですが、県といたしましては、PCB保管業者との関わりということで、毎年PCBの廃棄物の保管状況の報告を受ける際に、こちらから通知を出しまして、平成27年3月のPCB処理計画の改定に伴いまして、PCBの処理期限であるとか、その処分先が一部変更になったということで、全ての保管業者に対しまして通知をいたしまして周知を図っているところでございます。

具体的に、高濃度のトランス、コンデンサにつきましては、東京PCB廃棄物施設で行うことになっておりますけれども、これまで都内の処理が優先されてきた。だんだん神奈川県の方も処分が本格化しつつあるという中で、JESCOとの共催とはなりますけれども、中小企業向けの説明会も本年度6回開催いたしました。さらに4回ほど開催することとしております。

また、安定器につきましては、この北海道の処理の見込みは、本県分は平成29年4月頃からの予定でございますけれども、これをJESCOとの共催によりまして、登録について、今年度2回ほど説明会を行い、また、今後2回ほど説明会をやる予定です。今後ともこういった講習会、説明会、あるいは県としての立入検査などのあらゆる機会を捉えまして、このPCB廃棄物を保管業者に県の処理計画の内容であるとか、この問題の重要性の認識を深めていただく取組を進めていきたいと考えております。

飯田委員

これ大丈夫なんですね、今、民間企業が嚴重に保管されているPCBの処理期間だと8年です。トランス、コンデンサの高濃度については処理が平成35年3月ですから、あと8年の中で、どうやって所有をしている民間事業者に処理を促していくか、ここがポイントだと思うんですけれども、ここをどのように、あと8年間の中で県行政が行っていくのかということについてお伺いしたいと思っております。

資源循環推進課長

この3月に変更したPCB処理計画について処理を進めるということでもありますけれども、このPCBの処理を進める上で、まずは何と言っても、今回、トランス、コンデンサの処理期限については平成35年3月、安定器については平成36年3月ですね。ここまでに確実に終わらせなければいけない。これは必須なんだということきちんとして認識しているということが重要だと考えておまして、先ほどのJESCOとの処理の関係の説明等をやるという話はいたしましたけれども、そういったこととはまた別に、県内のいろいろな関係業界団体、あるいは九都県市廃棄物問題検討委員会らと連携いたしまして、まずは、周知徹底、啓発、こういった取組を進めていくことが重要と考えて今、進めているところであります。

まず、この対象機器をきちんとした把握することが重要でありまして、毎年度の届けに基づく情報、あるいは現在、掘り起こし調査を始めておりますので、こういった結果の整理を踏まえまして、このPCB廃棄物の使用、それから保管、あるいは処理の状況を把握いたしまして、進捗管理を行っていくということで考えているところでございます。

飯田委員

期限が決まっている中において、この民間企業や民間団体が持っているPCBを処理するのに、時間的にも非常にないです。早く処理をしてください、法律や条約の中でもう決まっているということの周知は、早速対応していただいてもいいと思うのです。時間がありませんけれども、是非、周知徹底をお願いしたいと思います。

それから、二つ目に、適正に処理をするということにも言及をされているんですけども、適正に処理というのが、期間内に処理することを意味するのか、それとも不法投棄とか、不正廃棄だとか、そういったことをさせないということに対する適正処理と言っているのか、はたまた両方言っているのか、どういう意味で言われているのかお伺いしたいと思います。

資源循環推進課長

適正処理に関する廃棄物のPCBについては、特に、特別管理産業廃棄物という中で、処理施設がなかなか住民の理解が得られなくて、できなかったということで、特に高濃度の施設について、国主導でこういった処理施設ができた。その処理の仕組みの中できちっと処理をしていただくという意味の適正処理ということでございますので、そこから外れるものも含めて、当然そういうことがないようにという形での適正処理ということで申し上げているところでございます。

飯田委員

期間内に処理することと、不法投棄だとか、不適正廃棄をしないようにしていくのだという意味で、適正処理をしていくのだという決意の表れだと思いますので、そのように受け止めさせていただきたいと思います。

それから、PCBを処理するに当たって、これはもちろんやっていかななくてはいけないんですけども、民間事業者や団体に処理を県として促していく以前に、まず、自分の身内のところからしっかり処理しなければいけないと思っています。

まず、本県のPCBの所有量について、本庁舎でしたら昭和3年に建てられた建物ですし、この新庁舎も昭和41年に建てられた建物であります。昭和49年の製造停止ですから、それ以前に建てられた建物については、トランス、コンデンサ、それから一番多いのは、この安定器でありますけれども、それら神奈川県としても所有していることは間違いないわけでありまして、本庁舎、新庁舎も含めて県有施設、教育機関、県警察本部関係の施設も含めて、全てにおいてどのくらいのPCBを神奈川県が所有しているのか伺いたいと思います。

資源循環推進課長

県機関が保管、管理しているものにつきましては、教育機関とか、あるいは県警の部分も含めまして、ただいま精査中ではございますけれども、平成27年3月の時点で、まず、保管分につきましては、高圧トランスが191台、高圧コンデンサが428台、低圧トランスが93台、低圧コンデンサが1,862台、安定器が5万5,049台という状況になっております。

また一方、まだ県機関でも使用中の機器がありまして、これも教育局とか、県警も含めまして、同様に精査中の数字でありますけれども、平成27年3月現在の数字といたしまして、高圧トランスで53台、高圧コンデンサが13台、低圧トランスが8台、安定器が173台、そういった状況でございます。

飯田委員

それを量にすると、合計でどのくらいの量になるのですか。

資源循環推進課長

その重量に関しましては、現在、精査をしている段階でございます。重量での把握につきましては、まだ完全にできていないという状況でございます。

飯田委員

是非、把握をしておいていただきたいと思ひますし、それら県が所有しているPCBを処理すると、一体どのくらいの金額になるのでしょうか。

資源循環推進課長

県機関が保有するPCB廃棄物につきまして、どのくらいの費用がかかるかということでございますけれども、先ほど申しましたように、1台当たりの重量が必ずしも全部把握できていない中で、1台当たりの平均的な重量を基に、本当に概算ということになりますけれども、収集運搬の費用を除く処分費用といたしまして、トランス、コンデンサ類が大体、おおよそ24億円ぐらい、安定器が約34億円、その他、あと汚染物等がありますので、その分が約6億円ということで、本当に概算でありますけれども、合計では約64億円ほどを見込んでいます。

しかし、この費用を算出するためには、繰り返しになりますけれども、重量の把握等が必要ということでもあります。また、さらに漏れがあつてはいけないということもありますので、現在、県が保管するPCB廃棄物で使用しているものについて、改めて調査を実施して、対象物の精査を進めているところでございます。

飯田委員

県機関が所有するPCBの所有量を処分すると64億円かかる。これは県民の税金から払わなければいけないということでもありますけれども、これだけ莫大な処理費用がかかるということをまず我々も認識しなければいけない。それから民間企業や団体も、相当のPCBを持っていると思うんですね。それを処理するにも相当な額が必要になってまいります。計画的なものが必要だと言っているわけでもあります。県においても64億円かけて、あと8年後、9年後には全部処理しなければいけないわけです。この処理をするに当たって、64億円をかけて、どうやって処分していくのか、年間計画は必要になってくると思ひます。もちろん予算立ても必要ですが、どのように、この8年間、9年間の中でPCBの処理をしていくのか、その計画を伺わせていただきたいと思ひます。

資源循環推進課長

現在は、正に予算化に向けまして、県機関が保有しておりますPCB廃棄物、あるいは使用機器の調査を行っているところでございます。平成29年度以降、実際の処理に向けて予算措置を行うということで、考えているところでございます。

県機関の保有するトランス、コンデンサと安定器につきましては、やはり通常のものよりは1年程度前倒しで、安全を見て処理する必要があると考えておりまして、トランス、コンデンサについては、平成29年度から平成33年度の5年間、それと、あと安定器につきましては、平成29年度から平成34年度までの6年間という形で処理を行う予定で考えております。当然、このJESCOの施設に持ち込む先は、トランス、コンデンサは東京の施設、安定器であれば北海道の施設でございますけれども、JESCOと構成しております協議会で、前もってスケジュール等調整しなければいけないということでもありますので、この調査の精査の結果を踏まえながら、今後、計画を立てていきたいと考えております。

飯田委員

確認させてもらいたいですけれども、県が所有するPCBの処分の所管は資源循環推進課長のところによろしいですか。

資源循環推進課長

これについては、それぞれPCB機器を使用していたり、保管していたりする所属ごとが処理を責任持って進めるということになりますけれども、私どもでは全体を把握して、進行管理をきちんとやっていきたいと考えているところでございます。

飯田委員

やはり今、PCBの保管量が各施設でどのくらい保管されているのか、個数と量ぐらひは是非、把握をしていた

だきたいと思います。

それだけではなくて、今あるPCBについては処理しなければいけない。これはもう当然のことですけれども、解体されずに、まだ使われているPCBがあるのです。それについても、この条約、条例、法律の中で、処理期間内までに処理をしなければいけないわけでありまして、そこについてもしっかり把握されるべきだと思っておりますけれども、早急にそこをまとめていただきたいと思いますと思うのですが、いかがですか。

資源循環推進課長

今、使用中の部分について、どこについているんだというお話につきましては、それぞれまた使っているところのいろいろな事情というの、あるんだろうと思っておりますけれども、少なくとも、今回、是非これを予算化しようと精査をしていることでございます。私どもとしても調査結果がまとまったところで、県有分についてはきちんと整理をしたいと考えているところでございます。

飯田委員

意見、要望にいたしますが、先ほど申しておりますように、県内の民間業者、団体に対してPCB処理してくださいという監督、管理、指導するのは行政でありまして、その行政が自分のところのPCBの所有量や所有個数を分かっていない、把握していないということでは全然説得力がないと思うんです。ですから、早急にその辺のことについては把握をしていただきたい。これは要望させていただきたいと思っておりますけれども、その上で、やはり民間にしっかりと働き掛けを行っていくべきだと私は思っております。是非、まずは自分のところからしっかり把握をしていく、そこから進めていただきたいと思います。意見、要望にさせていただきます。